

## 第5章 県の施策の展開

### 1. これまでの施策の評価

#### (1) 意識の醸成

環境関連の啓発事業での取組や環境教育等の継続した取組により、循環型社会に関する県民の意識は次第に高まっており、レジ袋削減の取組では県下全市で取組が進み、町村地域での取組がはじまっています。

児童・生徒が環境への意識を高めることを目的とした「学校版エコライフチャレンジしまね」の取組も広がり、引き続き次世代を担う子どもたちへの環境学習や環境保全活動の実施の継続が必要です。

廃棄物の減量に代表される環境に配慮した事業活動など、事業者の取組も進み、環境会計の導入など、より進んだ取組の実施も見られます。

また、NPO等や各種団体等と協働して各地域で開催される環境イベントに参加し、3Rの推進やしまねグリーン製品の普及を図っています。

省資源、省エネ、3Rの取組につながる低炭素社会への意識醸成とあわせて、循環型社会の形成推進に今後も引き続き取り組んでいく必要があります。

#### (2) 産業の育成

産業廃棄物を原材料として利用した製品の研究事業を支援する「資源循環型技術開発補助事業」や産業廃棄物を原材料とした製品の基礎研究を支援する「資源循環型技術基礎研究実施事業」を実施し、リサイクル関連技術の導入や事業化が行われています。

また、個別リサイクル法の取組や種々の利活用の取組により、建設廃棄物の再資源化は高い水準を維持し、以前から課題として取り組んできた石炭灰や溶融スラグの利活用や規格外瓦の利用促進が進んでいます。

特に木質バイオマスの利活用は、小規模の木質バイオマスボイラー施設が普及するとともに、規模の大きな発電施設が稼働して発電用途での利用が進むなど、再生可能エネルギーの普及や林業振興の視点での取組が進んでいます。

今後も循環産業の育成に努め、循環型社会の形成推進と地域産業の振興の視点で、引き続き取り組んでいく必要があります。

#### (3) 適正処理の推進

一般廃棄物処理施設については、市町村等により国の交付金事業等を活用して計画的な施設整備が進められ、焼却施設の広域的な整備や汚泥再生処理センターの整備も行われました。

引き続き、計画的な施設整備と適正な維持管理が行われるよう、市町村等へ指導、助言等を行っていく必要があります。

産業廃棄物最終処分場については、民間での新規設置が困難な状況から、安全で信頼のできる

処理体制を確保するため、平成14年に公共関与型処理施設として（公財）島根県環境管理センターが管理運営する「クリーンパークいずも」が開業し、平成19年からは第2期処分場での埋立も開始され、平成28年度内には第3期処分場の竣工が予定されています（図5-1）。

また、県では、産業廃棄物処理施設の適正な維持管理が行われるよう、事業者や産業廃棄物処理業者への監視指導に取り組んでいます。



図5-1 「クリーンパークいずも」産業廃棄物 最終処分場第3期工事完成予想図

廃棄物の適正処理は、循環型社会形成のためには無くてはならない事項です。

特に、廃棄物の不法投棄等は、安全・安心な循環型社会を進める上でも根絶をめざして、排出事業者及び処理事業者への立ち入り調査を実施し、指導、監視、啓発を実施してきました。

しかしながら、不法投棄の未然防止、早期発見対策として、監視カメラの導入や地域住民、各種団体との連携や保健所での監視体制の強化を図ってきたにもかかわらず、産業廃棄物の不法投棄や野焼きなどは根絶に至っていません。

引き続き、関係機関との連携を強化し、監視・啓発を徹底することにより、不法投棄をはじめとする不適正処理を未然に防止していく必要があります。

なお、有害化学物質であるダイオキシン類の発生抑制対策やアスベストの適正処理等については、各法律等による事業者に対する監視・指導を実施しており、適正に管理されている状況ですが、継続して監視・指導が必要です。

## 2. 基本方針

これまでの施策の評価をふまえ、「しまね循環型社会」を構築するため、以下の三つの基本方針を設定しました。

### <基本方針>

基本方針1：意識の醸成

基本方針2：産業の育成

基本方針3：適正処理の推進

#### 基本方針1：意識の醸成

循環型社会を形成していく上では、県民、NPO等や各種団体、大学等の学術研究機関、事業者、市町村、県などがそれぞれの役割を果たしながら、一体となって取組を進めていくことが必要であり、そのためには、社会全体で循環型社会を推進するための意識を醸成することが求められます。

県民に対しては省資源・省エネ行動による2R(リデュース・リユース)の推進強化を中心とした意識啓発をさらに展開し、特に子どもへの環境教育の推進を図るとともに、事業者には産業廃棄物減量税を活用した産業廃棄物の減量などの取組を推進します。

#### 基本方針2：産業の育成

「しまね循環型社会」の構築にあたっては、引き続き環境関連産業の育成や新たな取組を積極的に展開していくことが重要です。また、3Rの推進に関する取組が、循環型社会を形成していくとともに、地域振興にもつながるように進めていく必要があります。

そのため、リサイクル技術の研究開発や製品の販路拡大などの支援を積極的に行っていきます。また、環境関連産業の創出や事業者による循環利活用システムなどを促進・強化し、地域産業の育成に努めます。

#### 基本方針3：適正処理の推進

循環型社会形成のためには、環境への負荷の少ない廃棄物の適正な処理を推進することが必要です。

そのため、排出事業者、産業廃棄物処理業者への指導や啓発を図るとともに、廃棄物処理施設の整備や適正な維持管理について指導、助言を行います。また、不法投棄の防止や海岸漂着ごみ対策など適正な処理を推進するとともに、ダイオキシン類などの有害化学物質の発生防止対策等を推進することが必要です。

また、災害に強い地域社会をめざして、災害時における廃棄物処理の対応の仕組みづくりなどに努めます。

### 3. 施策の体系

具体的な施策について取りまとめると次のようになります。

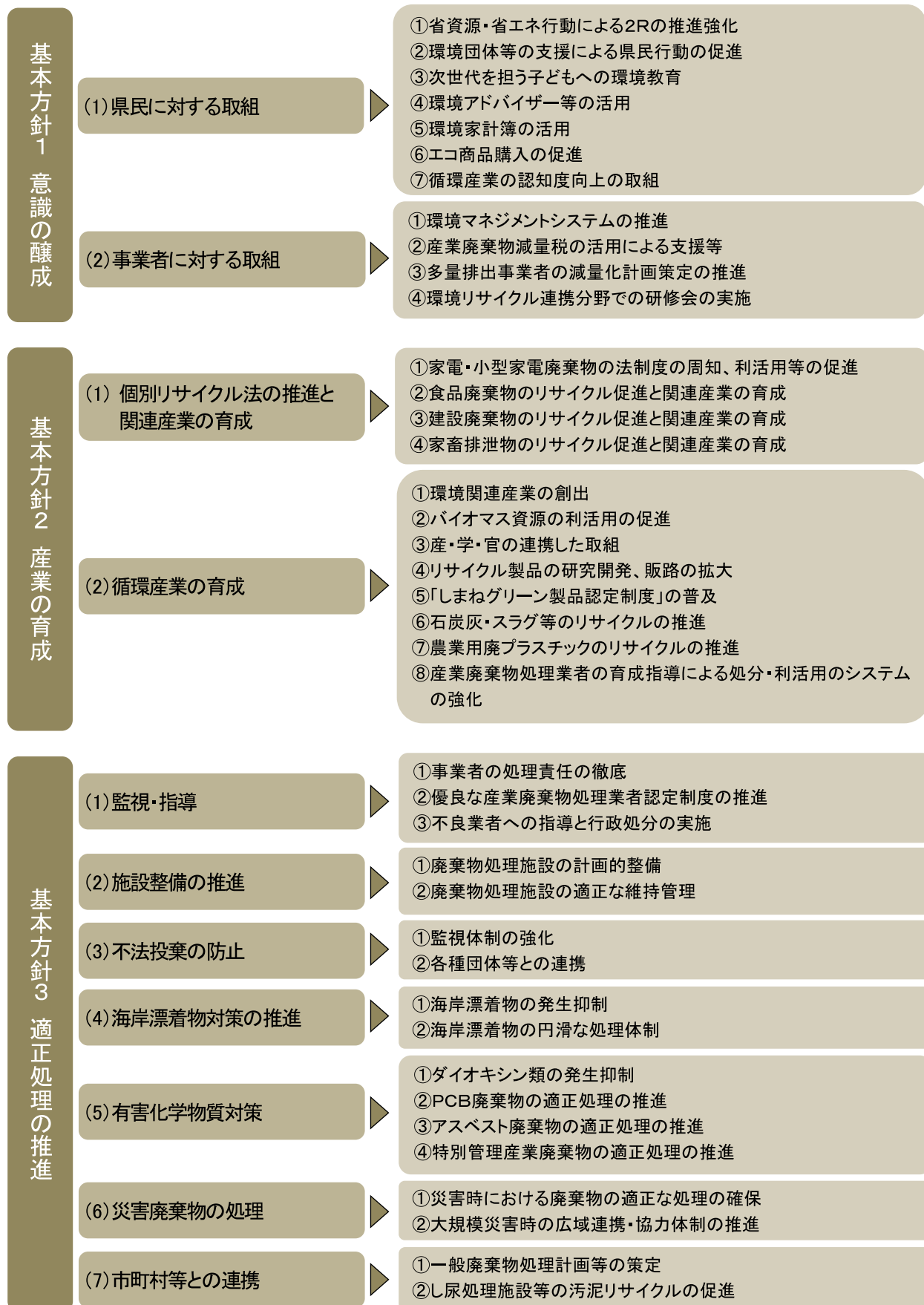


図 5-2 施策の体系



## 4. 具体的な施策

### 基本方針 1 意識の醸成

基本 施策	具体的な取組
(1) 県民に対する取組	<p><b>①省資源・省エネ行動による2R(リデュース・リユース)の推進強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 循環型社会を構築するためには、省資源・省エネ・3R推進の普及・啓発推進に向けた県民一人一人の意識の高揚とライフスタイルの転換が必要です。消費者・事業者の理解と協力を得るために環境イベント等を開催し、啓発活動に取り組みます。</li> <li>● 特に2Rの推進強化に向けて、県民等の環境配慮に向けた取組を推奨するほか、イベント等でのリユース食器普及を推奨するとともに、引き続きマイバックの持参を推奨し、環境問題に関する県民の意識向上をめざします。</li> </ul> <p><b>②環境団体等の支援による県民行動の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● (公財)しまね自然と環境財団を通して、環境問題に取り組む各種団体等に対する活動支援・助成を行います。</li> <li>● また、しまねエコライフサポーターと連携して、省資源・省エネ・3R推進の普及・啓発を図ることにより、低炭素社会・循環型社会に向けた取組を推進します。</li> </ul> <p><b>③次世代を担う子どもへの環境教育</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境保全活動や環境学習を目的とする「こどもエコクラブ」活動や「学校版エコライフチャレンジしまね」事業の拡充を図ります。</li> <li>● 学校等での地域における循環産業の様子を見学する体験を推奨します。</li> </ul> <p><b>④環境アドバイザー等の活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● (公財)しまね自然と環境財団による「しまね環境アドバイザー」制度や環境省による「環境カウンセラー」制度などを活用した地域や学校での取組を支援します。</li> </ul> <p><b>⑤環境家計簿の活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭で省エネ・省資源に取り組み、循環型社会構築に向けたライフスタイルの変革が意識づけできるよう、家庭でのエネルギー使用量のチェック診断を行う取組を推進します。</li> <li>● 島根県版の環境家計簿「エコライフチャレンジしまね」の取組を推進します。</li> </ul> <p><b>⑥エコ商品購入の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境に配慮した商品の購入・使用を通じて、環境への寄与を間接的に行うエコ商品購入を推進します。</li> </ul> <p><b>⑦循環産業の認知度向上の取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 県民向けの循環資源工場への見学ツアーや、学校等での地域における循環産業の様子を見学する体験を推奨することにより、地域の循環産業の認知度を向上させます。</li> </ul>

## 学校版エコライフチャレンジしまね

島根県では、2004年度から家庭の省エネを推進するための環境家計簿「エコライフチャレンジしまね」に取り組んでおり、その学校版にあたります。

- 環境への負担の少ない学校づくりをめざして、環境にやさしい学校生活のためにはどのような取組を行っていけばよいか、児童生徒と先生が話し合い、一緒になって取組を行っていくものです。
- 具体的には、学校が環境にやさしい取組（電気やガスなどのエネルギーの使用量や水や紙などの資源の使用量を減らしていくための取組）を行うことをめざし、そのためにはどんなことに取り組むのかということを決めた計画をつくり、計画に沿って取り組み、その活動の内容や結果を記録します。しばらく活動を行ったあと、活動を見直し、新しい計画をつくり、新たな活動をはじめます。
- 「学校版エコライフチャレンジしまね」は、環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001を参考にし、PDCAサイクルを用いて継続的な改善が行えるようにした「Web版の学校における環境管理ツール」です。

学校版エコライフチャレンジしまね トップページ

HP

<http://www.ecoschool.jp/scl/>

### (2) 事業者に対する取組

#### ①環境マネジメントシステム（EMS）の推進

- ISO14001やエコアクション21等の環境マネジメントシステムの導入及び運用を促進し、環境配慮型経営を推奨します。
- 特に、これまで取組が進んでいない中小企業を対象に、EMS取得に関する支援を行います。

#### ②産業廃棄物減量税の活用による支援等

- 産業廃棄物減量税を活用し、各種の事業者支援を行います。

#### ③多量排出事業者の減量化計画策定の推進

- 産業廃棄物の多量排出事業者（年間1,000t以上、特別管理産業廃棄物については50t以上の排出量）に対して、廃棄物処理法で定められた産業廃棄物処理計画書と実績報告の提出情報に基づき産業廃棄物の排出抑制、分別、再生利用及び適正処理に関する指導を行います。

#### ④環境リサイクル連携分野での研修会の実施

廃棄物等の利活用などを話題として、事業者向けのセミナー等を開催して意識の醸成を図り、廃棄物の減量化や利活用、環境産業の育成を支援します。

## 基本方針2 産業の育成

基本 施策	具体的な取組
(1) 個別リサイクル法の推進と関連産業の育成	<p><b>①家電・小型家電廃棄物の法制度の周知、利活用等の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 制度の施行状況の点検作業を行うとともに、あらためて法制度を周知し、点検結果に基づいて必要な措置を講じます。</li> <li>● 小型家電リサイクルの回収体制の整備を念頭に、事業者と市町村の連携を促します。</li> <li>● 県民への普及啓発に取り組み、できるだけ多くの小型電子機器等の回収と有効利用がなされるよう努めます。</li> <li>● 県内での取組をはじめめるため、市町村や事業者に法制度の意義・効果に関する普及啓発を行います。</li> </ul> <p><b>②食品廃棄物のリサイクル促進と関連産業の育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 食品リサイクル法について、国や市町村、関係機関等と連携を図りながら、引き続き普及啓発等に努めていきます。</li> </ul> <p><b>③建設廃棄物のリサイクル促進と関連産業の育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建設廃棄物であるコンクリート塊、アスファルト塊は再生砕石や再生アスファルトの原材料として、建設発生木材は堆肥等の原料や燃料としての利活用を推進するとともに、建設工事では再生資源を積極的に利用し、地域における循環産業の育成に努めます。</li> <li>● より一層の建設廃棄物の削減に向け、事業者への建設リサイクル法など制度の意義・効果に関する普及啓発を行います。</li> </ul> <p><b>④家畜排泄物のリサイクル促進と関連産業の育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 引き続き、家畜排せつ物を利活用する農業者等に対して支援を行い、関連産業の育成に努めます。</li> <li>● 「たい肥利用マップ」の掲載情報を拡充するなどして、引き続き農家の適切な堆肥利用の拡大を図ります。</li> </ul>
(2) 循環産業の育成	<p><b>①環境関連産業の創出</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の技術シーズとその集積を基盤とし、農林業をはじめ各種産業における循環資源の活用など、環境をテーマにした循環産業の創出と育成を図ります。</li> <li>● 引き続き、各種融資制度等により、資源の再生事業など環境産業への参入を促進します。</li> </ul>

## ②バイオマス資源の利活用の促進

- 環境への負荷の少ない循環型社会の実現をめざし、バイオマスの利活用を推進します。
- バイオマス資源は地域内で循環させ、地域での循環が困難なものは循環の環を広域化させる最適循環圏の形成が必要です。最適循環圏の形成のためには、流通システムの構築等について検討を行う必要があります。

## ③産・学・官の連携した取組

- 引き続き、県内企業の製品開発につながる基礎研究を実施し、企業支援を行います。
- 再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画や島根県バイオマス活用推進計画と連携して、産・学・官連携の取組を進めます。

## ④リサイクル製品の研究開発、販路の拡大

- 研究開発の促進をするための支援を行います。
- 研究開発から事業化へのプロセスを支援し、環境関連産業の育成に努めます。
- 県の研究機関においても、研究開発や販路開拓の研究に取り組みます。
- 島根県が発注する公共工事においても、可能な限りリサイクル製品を導入することを検討するとともに、市町村への連携協力を図ります。

## ⑤「しまねグリーン製品認定制度」の普及

- 引き続き、しまねグリーン製品の販路拡大の検討や、販売事業者への浸透などを図るとともに、制度について幅広く県民への普及・啓発を図ります。
- 島根県が発注する公共工事においても、可能な限りリサイクル製品を導入することを検討するとともに、市町村への連携協力を図ります。

## ⑥石炭灰・スラグ等のリサイクルの推進

- 石炭灰の有効活用に向けた利活用の仕組みについての支援を行います。
- ごみ処理溶融スラグの利用拡大について、引き続き市町村と連携し、取り組みます。
- 規格外瓦等の用途開発の促進を図るとともに、市場の開拓を支援します。
- 下水汚泥等の有効利用について、市町村等と連携して、その推進に取り組みます。
- 地域でのリサイクル推進の取組により、関連産業の育成を図ります。

## ⑦農業用廃プラスチックのリサイクルの推進

- 地域協議会を通じた適正処理やリサイクルの取組を引き続き推進するとともに、リサイクル処理推進員研修等により、リサイクル率の向上に努めます。

## ⑧産業廃棄物処理業者の育成指導による処分・利活用のシステムの強化

- 産業廃棄物処理業者等による適正な処理及び再資源化の取組を促進し、それぞれの地域資源を有効に活用した処分・利活用システムの強化を図ることにより、地域活性化の好循環を側面から支えるとともに、地域の非常災害時にも市町村の処理を補うことができる体制の強化に努めます。



### 基本方針3 適正処理の推進

基本 施策	具体的な取組
(1) 監視・指導	<p><b>①事業者の処理責任の徹底</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● すべての排出事業者への周知徹底を行う仕組みを検討するとともに、引き続き、立入検査や指導を実施します。</li> <li>● 島根県では全国的に見て電子マニフェストの普及率が低いため、多くの排出事業者 に制度を周知します。</li> </ul> <p><b>②優良な産業廃棄物処理業者認定制度の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 廃棄物処理法の優良産廃処理業者認定制度により認定を受けた処理業者が、積極的な情報発信を行い、排出事業者もそれら認定を受けた処理業者を優先的に選択していくことが促進されるよう、制度の周知に取り組みます。</li> </ul> <p><b>③不良業者への指導と行政処分の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 引き続き、事業者や産業廃棄物処理業者への立入検査等を徹底し、違法な処理等に対しては、改善命令等の行政処分を的確に実施します。</li> </ul>
(2) 施設整備の推進	<p><b>①廃棄物処理施設の計画的整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 産業廃棄物の適正な処理を確保するため、引き続き、公共関与による最終処分場を確保していきます。</li> <li>● 民間の産業廃棄物最終処分場については、引き続き、適正な施設となるよう指導を行います。</li> <li>● 一般廃棄物処理施設については、計画的かつ効率的な維持管理や改良により施設の長寿命化・延命化を図るとともに、新たな施設の整備に当たっては必要な技術的助言等を行います。</li> <li>● 国に対して財政的な支援を要望していきます。</li> </ul> <p><b>②廃棄物処理施設の適正な維持管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 引き続き、施設の適正な維持管理が図られるよう、年間を通じた計画的な立入検査を実施するなど、必要な指導、助言を行います。</li> <li>● 産業廃棄物処理施設の適正な維持管理に向けて、科学的知見の集積や調査研究を推進します。</li> </ul>

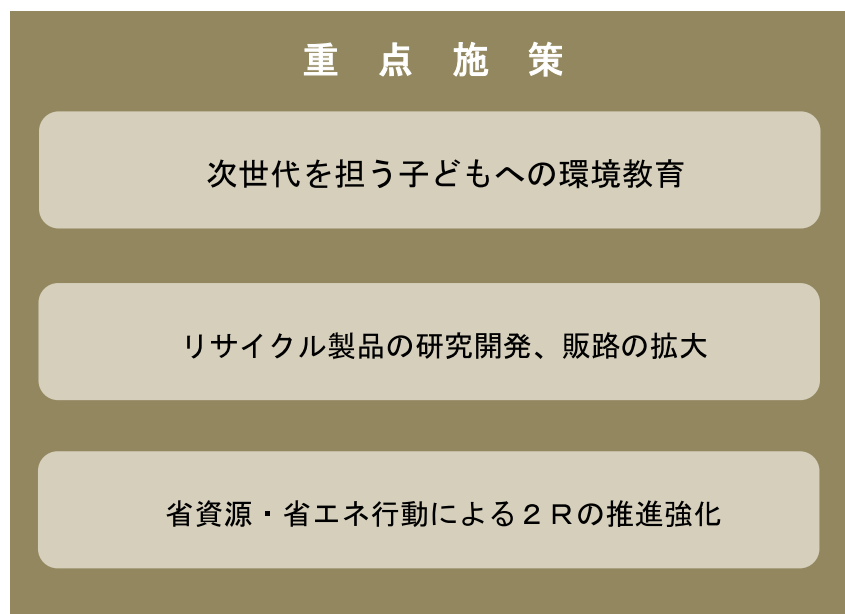
(3) 不法投棄の防止	<p><b>①監視体制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 不法投棄を防止するため、引き続き、日常的な監視パトロールの実施や通報体制の整備等の監視体制の強化を図ります。</li> <li>● 不法投棄されやすい地域を重点監視地域に指定し、啓発看板の設置や監視カメラの設置、不法投棄監視モニターの配置を行っており、市町村等とも連携して、重点監視地域をはじめとする定期的なパトロールや通報体制の強化等を実施します。</li> </ul> <p><b>②各種団体等との連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 県下の保健所に配置された専門の職員や警察職員OBの廃棄物適正処理指導員により、県警と連携した不法投棄防止の活動を行います。</li> <li>● 県と環境省、海上保安庁、県警本部、(一社)島根県産業廃棄物協会から構成される「島根県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」による一斉監視パトロールを継続するとともに、環境保全への理解と関心がある企業等の協力団体と連携し、日常業務を通じた不法投棄の恒常的な監視パトロールや通報を継続します。</li> <li>● 道路網の整備により、県外からの不法投棄の発生が懸念されるため、引き続き、関連する取組と連携し、不法投棄の防止を図ります。</li> </ul>
(4) 海岸漂着物対策の推進	<p><b>①海岸漂着物の発生抑制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 漂着ごみのうち国内割合は半分程度を占めることから、足元からの発生抑制を図る必要があります。このため、学校、地域、家庭など様々な場における環境教育・環境学習の機会の創出と充実を図ります。</li> <li>● 海外からの漂着ごみについては、外交ルートを通じた発生源対策の徹底について国へ働きかけます。</li> </ul> <p><b>②海岸漂着物の円滑な処理体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「海岸漂着物処理推進法」に基づく円滑な処理体制や多様な主体の連携を図ります。</li> <li>● 必要に応じて「海岸漂着物初期対応マニュアル（平成26年改定）」の見直しを行い、今後も取組を継続します。</li> <li>● 医療廃棄物や廃薬品ポリ容器等危険な漂着物については、速やかな注意喚起や回収ができるよう関係機関が連携し、適切に対応するよう努めます。</li> </ul>
(5) 有害化学物質対策	<p><b>①ダイオキシン類の発生抑制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準に適合するよう監視を続け、環境への負荷をできる限り軽減するよう徹底します。</li> <li>● 更新時期を迎える処理施設については、長寿命化に関する助言や、施設整備への財政的な支援などを国に要望していきます。</li> </ul>

<p style="writing-mode: vertical-rl;">(5) 有害化学物質対策</p>	<p><b>②PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の適正処理の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」及び「廃棄物処理法」に基づき、適正な処理を図るための指導等を行います。</li> </ul> <p><b>③アスベスト廃棄物の適正処理の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理法や国の指針に基づき適正処理が行われるよう指導等を行います。</li> <li>また、「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」及び大気汚染防止法に基づく届出情報をもとに、分別解体及び適正処理の徹底を関係機関と連携して取り組みます。</li> </ul> <p><b>④特別管理産業廃棄物の適正処理の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特別管理産業廃棄物の保管・処理については、排出事業者、処理事業者において廃棄物の性状に応じた適正な処理が行われるよう指導を徹底します。</li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">(6) 災害廃棄物の処理</p>	<p><b>①災害時における廃棄物の適正な処理の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常災害時において、ごみやし尿を支障なく適正に処理するために必要な取組を進めます。</li> <li>災害廃棄物が大量に発生した際の市町村間の連携、事業者等との連携、仮置き場の設置など、速やかかつ適正な処理のための仕組みづくりを進めます。</li> </ul> <p><b>②大規模災害時の広域連携・協力体制の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害時の廃棄物対策に関する広域連携について、災害廃棄物対策中国ブロック協議会などに参画し、環境省や隣接県をはじめとする構成員等との連携や協力体制についての検討を進めます。</li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">(7) 市町村等との連携</p>	<p><b>①一般廃棄物処理計画等の策定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の一般廃棄物処理計画等の策定や分別収集計画の取組、資源の適正な循環利用や処分の確保が着実に推進されるように、市町村への助言等を行います。</li> <li>「島根県分別収集促進計画」により、分別収集の取組を促進します。</li> </ul> <p><b>②し尿処理施設等の汚泥リサイクルの促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>汚水処理施設から発生する汚泥の有効活用を図るには、安定的な受入先の確保、再資源化した製品の消費先の確保などが重要であり、市町村の汚泥リサイクルが着実に進められるように、市町村への助言を行います。</li> <li>関連施策である「リサイクル製品の研究開発、販路の拡大」や「しまねグリーン製品認定制度の普及」との連携を図り、さらなる汚泥リサイクルの促進をめざします。</li> </ul>

## 5. 重点施策

本県における循環型社会構築への取組の現状や、優先的に取り組むべき廃棄物行政の課題をふまえ、次の三つの施策を本計画における「重点施策」として位置づけます。

また、本県の特性を活かしながら、広く県民にアピールして計画の先導的な役割を推進します。



### (1) 次世代を担う子どもへの環境教育

子どもが幼少期から日常の基本的な生活習慣を身につける中で、ごみの分別や「ものを大切に使う習慣」を具体的な行動を通して身につけ、家庭、地域、学校で日常生活における環境配慮行動を実践できるような環境教育や環境学習の場を提供していきます。

#### 【子どもに対する環境教育の充実】

- 教育委員会と環境担当部局との連携を行い、環境教育に係る学校で必要な教材の作成や指導者の育成を行うなど、環境教育の機会の提供と質の向上を図ります。
- 「学校における環境教育の手引き」を活用した授業実践が充実するよう各学校へ情報提供等を行うなど、持続可能な社会の構築をめざしたE S D（持続可能な開発のための教育）の視点を取り入れた環境教育の充実を図ります。
- 学校等での地域における循環産業の様子を見学する体験を推奨します。

#### 【学校版エコライフチャレンジしまね事業】

- Webサイトを活用して、各学校におけるエネルギー消費量を自己管理できるようにし、児童生徒の積極的な環境学習への取組と意識の高揚を図ります。

#### 【こどもエコクラブの推進】

- 子どもたちの興味や関心に基づいて、自然観察・調査やリサイクル活動など身近でできる地球に優しい活動に取り組めます。



**【各環境イベントへの参加】**

- 県内各地で開催される環境イベントに参加し、「循環型社会形成の推進」、「リユース食器の普及」、「環境配慮型商品の購入促進」などの普及啓発活動を行います。

**【環境団体等への活動支援】**

- 環境問題に取り組む各種団体に対して活動支援・助成を行うことにより、ごみの減量やリユース・リサイクルの推進の普及・啓発を図ります。

**(2) リサイクル製品の研究開発、販路の拡大**

新たな資源の投入をできるだけ抑え、自然生態系に戻す廃棄物の量を最小限にするため、排出事業者の施設整備や資源循環型の技術開発、再生資源の利用の拡大に関する研究などを支援し、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル促進や循環産業の育成・創出を図ります。

**【グリーン製品認定、販売促進事業】**

- 循環資源等を原材料として利用した製品を「しまねグリーン製品」認定を行い、品質確保や市場開拓、販売促進について支援を行います。

**【産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業】**

- 産業廃棄物の排出抑制・減量化・リサイクルなどの効果が高く、県内企業への波及効果が高い施設を新たに設置、または改造する場合、その費用の一部を助成します。

**【資源循環型技術経営支援事業】**

- 産業廃棄物の排出抑制・減量化・再生利用に関する技術の研究開発や産業廃棄物を原材料として利用した製品の研究開発費の一部を助成します。

**【資源循環型技術基礎研究実施事業】**

- 産業廃棄物を原材料として利用した製品の基礎研究について、研究費の一部を支援します。

**【環境リサイクル連携推進事業】**

- 廃棄物排出事業者や環境リサイクル関連事業者と、行政、研究機関、経済団体等が課題を共有し、リサイクル製品の研究開発の促進やリサイクル製品の流通拡大につながるよう連携を図ります。

### (3) 省資源・省エネ行動による2R(リデュース・リユース)の推進強化

循環型社会を構築するためには、省資源・省エネ・3R推進の普及啓発の推進に向けた県民一人一人の意識の高揚とライフスタイルの転換が必要です。

#### 【普及啓発活動への取組】

- (公財)しまね自然と環境財団等と連携した普及啓発活動やイベント等を開催し、市町村等が開催する様々なイベントへの参画など、多様な主体との連携により、地域資源を活用した省資源・省エネ行動及び3R推進の普及啓発に取り組みます。

#### 【2Rの推進に向けた取組】

- 特に2Rの推進強化に向けて、県民・事業者等の環境配慮に向けた取組や、イベント等でのリユース食器やマイ食器等の普及を推奨するほか、引き続きマイバッグ持参によるレジ袋削減を推奨し、環境問題に関する県民の意識向上をめざします。

#### 【環境団体等の活動支援による県民行動の促進】

- (公財)しまね自然と環境財団を通して、環境問題に取り組む各種団体等が行う県民行動促進に向けた普及啓発活動の支援・助成を行います。
- 島根県地球温暖化防止活動推進員(しまねエコライフサポーター)と連携して、省資源・省エネ・3R推進の普及啓発を図ることにより、低炭素社会に寄与する循環型社会に向けた取組を推進します。



リユース食器の例  
島根県環境生活部環境政策課HP

(イベント主催者・関係者向け冊子)

イベントにリユース食器を！楽しくて環境に優しいイベントスタイルのすすめ  
島根県環境生活部環境政策課